平成29年度第1回佐倉市総合教育会議

1.	日	時	平成29年7月19日(水)午後1時00分~2時30分(予定	₹)
2.	会	場	佐倉市役所議会棟1階 全員協議会室	
3.	内	容		
	(1)	市長あ	あいさつ	
	(2)	議事		
)協議・	・調整事項	
		平成	は29年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策について	
		学校	交における安全・安心に向けた取組について	
	(2	②報告事	 「「「」	
		, ,	が 習指導要領の改訂について	
		• •	じめ問題に関する取組状況について	
	(3)	事務連	基絡	
<u>会</u>	義資料	<u> </u>		
	1. H	出席者名	3.簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.	1
	2. 5	区成 2 9	9年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策・・・・・・p.	2
	3. 🖺	学校にお	おける安全・安心に向けた取組について・・・・・・・p.	8
	4. 🖺	学習指導	算要領の改訂について ・・・・・・・・・・・p.	13
	5. V	いじめ間	問題に関する取組状況について ・・・・・・・・p.	15

平成 29 年度 第1回総合教育会議出席者名簿

(出席者)

佐倉市長		蕨	和雄
佐倉市教育委員会教育長		茅野	達也
佐倉市教育委員会教育長職務代	理者	関山	邦宏
佐倉市教育委員会委員		菅谷	義範
佐倉市教育委員会委員		熊倉	夏子
佐倉市教育委員会委員		小菅	広計

(説明職員)

企画政策部長		山辺	隆行
企画政策部	企画政策課長	小川	浩功

教育委員会事務局	教育次長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄
	学務課長	久保田 宜孝
	指導課長	相蘇 重晴
	教育センター所長	古林 聖哉

社会教育課長檜垣幸夫文化課長鈴木千春

(事務局職員)

企画政策課副主幹	緑川	義徳
教育総務課教育総務班長(企画政策課併任)	鈴木	康二
教育総務課企画財務班長(企画政策課併任)	今川	孝夫
教育総務課主査補(企画政策課併任)	加藤	昌紀

平成29年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策

~魅力ある心豊かなふるさと佐倉のひとづくり、まちづくり~

基本方針1

豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を充実させます

確かな学力

■ 確かな学力の向上 〔指導課・教育センター〕

- O 全国学力·学習状況調査への参加。
- O 佐倉市独自の学習状況調査の実施。

【重点】学習状況調査の実施

【拡充】 主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)を意識した授業改善。

- O「好学チャレンジ教室」の開催。
- O 思考力や判断力、表現力などを培う授業の実践。
- O 研究校・モデル校の指定。

■ 学習意欲の向上 〔教育総務課・学務課・指導課〕

- O 高校生を対象とする奨学金の支給。
- 小中学校就学援助制度による経済的な負担の軽減。
- 大学等との連携による「学力向上支援事業」、「ちば!教職たまごプロジェクト」等の実施。
- O 外国人英語指導助手の全小中学校派遣。
- 〇 理科支援員の派遣。
- 奉仕活動や緑化推進運動などの体験。
- ○「楽しい科学教室」、「児童生徒科学工夫作品展」の開催。

■ 指導の質の向上 〔学務課〕

○ 複式学級の解消と少人数によるきめ細かな指導の実践。

【重点】小規模校学校活力の向上

○ 個に応じた学習支援を行うため、学校支援補助教員を配置。

■ 教職員の質の向上 〔学務課・指導課・教育センター〕

- ○「佐倉市教職員研修体系」に基づく研修会の開催。
- 指導主事等による計画的な学校訪問。
- 教育委員及び教育委員会事務局職員による定期的な学校訪問。
- O 佐倉市教育センター等報告会の開催。

健やかな体

■ 学校給食を活かした食育の推進 〔指導課〕

- 安全・安心な給食の提供(地場産物の推進、放射能検査)。
- 地場産物給食「佐倉・城下町400年記念メニュー、お殿様献立」。
- 家庭・地域対象の給食試食会等、食育の推進。
- 生活習慣病予防教育における食生活個別相談の充実。

【重点】食育の推進

O 給食施設設備の維持補修及び更新等。

■ 児童生徒の体力向上の推進 〔指導課〕

○ 体力向上推進会議・小中体育大会等の開催。

【重点】児童生徒の体力向上の推進

- 民間プールとの連携による水泳授業の取り組み。
- 検診と事後措置の徹底による児童生徒の健康増進。

豊かな心

■ 心の教育の充実 〔指導課・教育センター〕

○ 佐倉学道徳副読本「佐倉の道徳」の活用(郷土の先人等を題材)。

【重点】佐倉の地域性を活かした道徳教育の推進

【拡充】佐倉独自の道徳教材資料の開発・活用。

- 美術館や音楽ホール等との連携事業の実施。
- 社会人活用による授業の充実やキャリア教育の推進。
- 児童生徒の心の居場所となる学校、学級づくり。 【新規】道徳の教科化を見据えた、新しい道徳指導の研究の推進。

■ 一人ひとりのニーズに合った教育の推進 〔指導課・教育センター〕

- O 教育支援委員会の開催。
- O 特別支援教育支援員の配置。
- O 特別支援専門家チームのサポート体制。

【重点】特別支援教育の推進

○ インクルーシブ教育システム推進事業の実施。 学校支援コーディネーターの派遣等。

■ 学校教育相談の充実 〔教育センター〕

○ 教育センターや適応指導教室などを活用した教育相談の充実。

【重点】教育相談の充実

【拡充】小学校に配置する心の教育相談員を1名増加。

■ 読書や芸術・文化学習の支援 〔学務課・教育センター・図書館・市民音楽ホール・美術館〕

- ○「朝の読書」などの読書活動の充実。学校図書館司書の配置。
- 学校図書館蔵書整備。 教材用新聞の配備。
- 学校巡回音楽会、合唱教室、ハンドベル教室の開催。
- 学校連携プログラムによる美術教育の支援(出前講座等)。

ふるさと佐倉への愛着と誇り

- 「佐倉学」の推進 〔指導課〕
 - 各学校における「佐倉学」の推進。

【重点】学校教育における佐倉学の推進

- 地域教材を活用した学習の推進 〔指導課〕
 - 社会科副読本「わたしたちの佐倉市3、4年生版」の全面改訂、 佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」の一部改訂と活用。

【重点】学校教育における佐倉学の推進(再掲)

いじめ防止の取り組み

- いじめ防止の取り組み 〔指導課〕
 - ○「佐倉市いじめ防止基本方針」の策定に基づく対策推進。

【重点】いじめ防止対策推進事業

「いじめ対策調査会」、「いじめ問題対策連絡協議会」、「いじめ防止子供サミット」の開催。学校支援アドバイザーの巡回派遣等。

教育環境の整備

- 学校の施設整備の推進 〔教育総務課〕
 - ○【新規】普通教室への空調設備導入支援のための調査を実施。
 - O 体育館屋根落下防止事業、給水設備更新工事等の実施。

【重点】小中学校施設の環境整備

○ 災害発生時における通信手段の確保(災害時用PHS電話の設置等)。

■ 学校の教育環境の整備 〔学務課〕

- ○「東日本大震災」を教訓とした防災体制の推進。防災教育の充実。
- 教材備品や情報機器の整備。コンピュータを活用した情報教育の推進。

■通学路の安全の確保 〔学務課〕

○ 児童生徒が安心して通学できるための、安全確保・パトロール。

【重点】通学路の安全確保

基本方針2

学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育みます

地域に開かれた学校づくり

- 地域に開かれた学校づくり 〔学務課・指導課〕
 - スクールガードフォーラム等の開催。ボランティア活動の支援。

【重点】アイアイプロジェクト活動の推進

○ 地域・保護者が参画し、地域に支えられる学校づくりの推進。

【重点】学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進

【新設】上志津中学校に学校運営委員会を設置。

地域との連携

- 地域とのつながりや連携の推進 〔社会教育課・公民館・学務課〕
 - 地域と学校、他地域との交流事業の実施(通学合宿等)。

【重点】地域性を活かした児童交流の推進

- O 公民館祭や世代間交流事業の実施。
- 家庭教育の充実 〔社会教育課・公民館・図書館〕
 - 中学生を対象とした家庭教育学習の推進(子育て理解講座)。
 - 学校における家庭教育学級や公民館における家庭教育事業の充実。 【**重点**】子育て講座の開催

■ 幼稚園児の就園の支援 〔学務課〕

- つ 幼稚園の教育環境充実。園児の就園支援。
- 市立幼稚園における預かり保育・園庭開放等の実施。
- 関係機関との連携強化 〔社会教育課・公民館〕
 - O PTA活動団体への支援。関係機関と連携した情報交換の推進。

市民の参加・協働事業の推進

- 教育に関する市民参加の促進 〔教育総務課・指導課等〕
 - 教育懇話会・市民学習発表会(学社連携)の開催。

【重点】教育懇話会の開催

- O『我ら学び隊』等、生涯学習·文化行事の情報発信。
- 市民による教育と文化の育成 〔図書館〕
 - 市民読書感想文集『さくらおぐるま』の発行等。
- 市民との協働事業の推進 〔教育総務課・文化課・美術館〕
 - ○「佐倉市教育の日(11月16日)」関連行事の開催。

【重点】佐倉市教育の日の趣旨に沿った関連行事の開催

O 佐倉市民文化祭など、市民が参画する事業の推進。

基本方針3

生涯にわたる学びを支援し、人権・平和教育を推進します

生涯にわたる学びの支援

- 公民館等の社会教育機能の拡充 〔社会教育課・中央公民館・公民館・図書館〕
 - O 大学、高等学校等を活用した公開講座の開催。
 - 公民館・図書館における各種講座の実施。
 - O 図書館が収蔵する郷土資料の充実。
 - O おはなし会やブックトーク等の開催。

【重点】市民カレッジ事業

- 地域活動の担い手の育成 〔臼井公民館・公民館・図書館〕
 - コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の活動推進。

【重点】コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の運営

- 市民カレッジやボランティア養成講座等の実施。
- "佐倉ならでは"の情報発信の強化 〔図書館・美術館〕
 - メディアを活用した「佐倉学」の情報発信。
 - 佐倉ゆかりの美術作家等の調査・研究、展覧会の開催。
- 「佐倉学」の推進 〔社会教育課・公民館〕
 - 公民館等における「佐倉学」講座や「佐倉っ子塾」の開催。

【重点】社会教育における佐倉学の推進

- 新たな学ぶ意欲の喚起 〔文化課〕
 - 市内指定文化財等の周知・公開(旧堀田邸・武家屋敷・佐倉順天堂記念館等)。
 - O【拡充】佐倉·城下町400年記念事業(企画展示等)。
 - O 埋蔵文化財や歴史民俗資料の保全・活用、見学会の実施等。

【重点】文化財普及活動の推進

- 楽しい英語・日本語教室、オランダ児童との交流事業の実施。
- **社会教育施設の整備の推進** 〔社会教育課・市民音楽ホール・美術館〕
 - 公民館や図書館など、社会教育施設の整備・補修。

【重点】佐倉図書館の整備

【新規】(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の基礎調査等を実施。

【新規】市民音楽ホール客席の天井改修工事、設備の改修等。

- 生涯学習の推進 〔社会教育課・臼井公民館・公民館・図書館・美術館〕
 - コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の活動推進。(再掲)

【重点】コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の開設(再掲)

- 学校一般開放等によるスポーツに親しむ機会の提供。
- 文学、歴史等の一般的教養に関する講演会の実施。

人権・平和教育の推進

- 生涯学習の推進 〔社会教育課・臼井公民館・公民館・図書館・美術館〕
 - 人権教育講座の実施。
 - 終戦の日に合わせた図書館における平和関連書籍の配架。

基本方針4

歴史・文化の保全活用と芸術・文化の振興を推進します

歴史・文化の保全活用

- 歴史文化資産の保全活用 〔文化課〕
 - 〇 市民文化資産の選定と保全、活用·普及。

【重点】市民文化資産の保全と活用

- 歴史文化資産の学習会・見学会の開催。
- 旧川崎銀行佐倉支店改修工事(平成28~29年度)。
- O【新規】旧河原家住宅の茅吹葺屋根葺き替え工事。
- ○【新規】日本遺産の積極的な情報発信と活用による地域の活性化。
- 国指定史跡の本佐倉城跡と井野長割遺跡の保存・整備。

【重点】井野長割遺跡の保全・整備と活用

- 歴史的建造物の保全・整備 〔文化課〕
 - 登録有形文化財制度の周知と登録物件の活用推進。
 - 旧平井家住宅の整備・活用と周知。

芸術・文化の振興

- 芸術・文化活動の充実 〔文化課・市民音楽ホール・美術館〕
 - 映画上映会「キネマのタベ」、市役所ロビーコンサートの開催。
 - 市民音楽ホールを拠点とした多彩な事業展開。
 - 市立美術館を拠点とした企画展等の開催。「柴宮忠徳展」「自転車の世紀展」等。
 - 芸術文化活動団体の支援・育成。
 - 女子美術大学・順天堂大学、国立歴史民俗博物館等との連携協働。

学校における安全・安心に向けた取組について

教育委員会 学務課

I 地域・学校・教育委員会による通学路等の見守り活動について

- 1 今年度の取組の重点
- (1) アイアイプロジェクト活動の推進
 - ① 佐倉市スクールガード<アイアイプロジェクト>フォーラムを開催し、プロジェクトの連携強化を推進
 - ② アイアイプロジェクト活動の充実を図るため、パトロールベストや防犯腕章などの活動支援品を配布
 - ③ スクールガードボランティアの会員の拡大と活動内容の充実
 - ④ 各学校の実情に応じた取組の継続的な実践
 - ・ 通学路の危険箇所の把握と全教職員による情報の共有
 - 安全な登下校支援の実施(小学校1年生の親子登下校週間など)
 - ・ PTAと連携した定期的な安全確保
 - ・ 児童生徒に危険を予測し回避する能力を身につけさせる安全教育の推進
- 2 今年度の継続的な取組
- (1) 通学路巡回警備業務委託事業 市内 5 地区のパトロールを民間業者に委託
- (2) 通学路安全パトロール

年間を通して、児童の下校時刻に合わせ、地区ごとに市教育委員会職員が、青 色回転灯およびスピーカー付庁用車(青パト)でパトロールを実施

- (3) 学校の安全体制作り(学校や関係機関等との連携)
 - ① 学校における防災・防犯組織体制の確立と危機管理マニュアルの作成と点検
 - ② 危機管理室や佐倉警察署との情報共有(不審者対応・緊急対応)
 - ・ 不審者情報を市のホームページに「アイアイ情報」として掲載
 - ・ 下校時の防災無線を使った安全確保の呼びかけ(市内全域)
 - 緊急時は、危機管理室と連携し、学校や関係機関との調整を行う
 - ③ 通学路危険箇所の把握と整備(通学路整備)
 - ・ 学校からの要望を関係部署に伝えて整備を促進

※アイアイプロジェクト

アイアイプロジェクトとは, 佐倉市教育委員会が進めるスクールガードボランティア活動の総称。

- ・地域の皆さんによる安全確保のための巡視:eye(目)
- ・子どもと地域の皆さんとの心の通い合い:愛(heart)

の活動のねらいを取り入れたもので、平成17年度より使用している呼称。

≪主な活動内容≫

・佐倉市スクールガード<アイアイプロジェクト>フォーラム開催 (昨年度参加者174名)

市内の各地区で活動するスクールガード、保護者、教職員が集まり、専門機関等の講話を聞いて知識を深めたり、情報交換を行ったりする機会を設けている。毎年8月に開催し、今年度は第12回目を迎える。

◆第12回スクールガード<アイアイプロジェクト>フォーラム

日 時 : 平成29年8月1日(火) 9:20~12:00

場 所 : 佐倉市中央公民館

・アイアイプロジェクト活動支援品配布(パトロールベスト・防犯腕章 等)

・アイアイプロジェクト協力者数 10,068名

(内訳:保護者7,810名,地域ボランティア2,258名)

Ⅱ 通学路巡回警備業務委託事業(昭和63年~)について

1 目的

佐倉市内における小・中学校通学路において、登下校の巡回警備を行うことにより、 児童・生徒の事故防止に努め、安全を確保する。また、学校敷地内においても巡視を行い、不審者から児童・生徒の安全を確保する。

2 実施内容

(1) 佐倉市内を5地区(佐倉, 南部, 臼井, 志津, ユーカリ) に分け, 5人の警備員により1日2回, 登下校時に警備する。

地区名	該 当 す る 小 中 学 校		
佐 倉	佐倉小, 內郷小, 佐倉東小, 白銀小, 佐倉中, 佐倉東中		
南部	和田小,弥富小,根郷小,寺崎小,山王小,南部中,根郷中		
臼 井	印南小,千代田小,臼井小,間野台小,王子台小,染井野小,臼井中,臼井西中,		
	臼井南中		
志津	上志津小,下志津小,南志津小,西志津小,上志津中,西志津中		
ユーカリ	ーカリ 志津小、小竹小、青菅小、井野小、志津中、井野中		

(2) 巡回警備時間 登校時: 6:30~ 8:30

下校時:14:00~18:00 (短縮日課にも対応)

- ※ 今年度の巡回警備実施日数 … 201日 (予定)
- (3) 警備方法は、主に青色回転灯を装備したパトロールカーによる巡回で、1台に1人が乗車し、無線で連絡を取り合い、危険地区については重点警備を行う。
- (4) 学校敷地内の巡視については、1校につき週3回以上、各校バランスよく行う。
- (5) 警備を行う際には、警備服を着用する。
- (6) 犯罪発生・事故現場に遭遇した場合は、直ちに佐倉警察署に連絡をするとともに、 学校職員、学務課等に連絡をする。

Ⅲ 通学路安全パトロール(青パト)について

1 目的

佐倉市内における小・中学校通学路において、市教育委員会職員による登下校の地区 巡回を行うことにより、児童・生徒の事故防止と犯罪被害防止に努め、安全を確保する とともに、通学路の状況を把握する。また、車載スピーカーにより地域住民に、児童・ 生徒の登下校の見守りを呼び掛け、防犯意識を高める。

2 実施内容

(1) 児童・生徒の下校時の安全対策として、青色回転灯およびスピーカー付庁用車(青パト)で市内4地区を日替わりで巡回し、地域住民への見守り協力を呼び掛けるとともに通学路の安全パトロールを行う。

地区名	該 当 す る 小 中 学 校			
佐 倉	佐倉小, 内郷小, 佐倉東小, 白銀小, 佐倉中, 佐倉東中			
南部	部 根郷小,和田小,弥富小,山王小,寺崎小,南部中,根郷中			
臼 井	印南小, 千代田小, 臼井小, 間野台小, 王子台小, 染井野小, 臼井南中,			
	臼井西中,臼井中			
士 冲	志津小,上志津小,下志津小,南志津小,西志津小,井野小,青菅小,小竹小,			
志津	志津中,上志津中,西志津中,井野中			

(2) 巡回時間 14時00分~16時00分

※ 学期はじめ、学期末の短縮日課の時期は10時00分~12時00分に実施

(3) 放送内容(録音)

「佐倉市教育委員会よりお知らせいたします。子どもたちが下校する時間帯になりました。地域の皆様には、子どもたちの安全を見守ってくださいますようご協力をお願いします。不審者等の情報がありましたら、すぐに佐倉警察署までご連絡ください。」

(4) 各課の分担

分担 1	分担2
	教育総務課から1名
学数調から1夕	指導課から1名
労担 I 学務課から 1 名	社会教育課から1名
	文化課から1名

※学務課から1名と、教育総務課、指導課、 社会教育課、文化課のいずれかから1名が ペアとなり青パトで地区巡回を行う。

(教育総務課,指導課,社会教育課,文化課 については日替わりの輪番で実施。)

Ⅳ 学校の安全体制づくり(学校や関係機関等との連携)について

- 1 各学校における安全体制づくり
- (1) 校長・教頭・安全主任を中心とする防災・防犯組織の構築
- (2) 各校の実情に合わせた「危機管理マニュアル」の作成
 - 訪問時に教育委員会学務課指導主事等による点検指導を実施
- 2 学校や関係機関等との連携

不審者対応・緊急対応

- (1) 各小中学校で不審者情報を把握 <u>佐倉警察署生活安全課</u>,近隣の交番へ連絡 教育委員会学務課へ連絡
- (2) 教育委員会学務課 一)危機管理室 一)佐倉警察署 ※ 必要に応じ、危機管理室を中心に相互に情報提供・共有
- (3) 教育委員会学務課の対応
 - → 不審者情報を,市内小中学校にFAX
 - → 佐倉市ホームページのアイアイ情報に掲載
 - → 学務課から通学路巡回警備業者に重点警備を依頼
- (4) 児童・生徒の通学や学校生活上の危険が差し迫る事態が生じた場合は,危機管理室 と連携して,情報の共有や関係機関との調整を行う。

通学路整備

- (1) 登下校指導時の教職員の巡回,地域住民からの情報によって通学路の整備状況を把握する。
- (2) 学校から「通学路の整備要望」を学務課へ提出する。
- (3) 学務課から道路維持課へ要望する。
- (4) 道路維持課で対応等について検討・調整し回答を、学務課を通じて各校へ返す。 ※道路維持課では、要望の内容に応じて佐倉警察署、印旛土木事務所等と連携

工事等による注意喚起

通学路において道路工事等が発生した場合は、学務課を通じて該当する小中学校 へ情報提供と注意喚起を行う。

学習指導要領の改訂について

佐倉市教育委員会 指導課

(1) 改訂に関するスケジュール

	28 年度	2 9年度 (2017)	3 0年度 (2018)	3 1 年度 (2019)	3 2 年度 (2020)	33年度 (2021)
幼稚園	改一	周知・徹底		30年度~	·全面実施	
小学校	訂 29	周知・徹底 道徳 教科書採択	移 行	期間	3 2 年度	【~全面実施 【
中 学	3 — 3 — 31	周知・徹底	移道徳	行期	間	33年度~ 全面実施
校			教科書採択	教科書検定	教科書採択	使用開始

(2) 道徳の教科化について

◎深刻ないじめ問題を発端に、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、道徳を「特別の教科」に改訂する。

○今までの道徳からの改善点

- ・いじめに関する内容を充実させる。
- ・指導方法を改善し、問題解決的な学習や体験的な学習等を工夫する。
- ・「教えられる道徳」から「考え、議論する道徳」へ質的転換を図る。

(3) 学習指導要領改訂のポイント

①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

※ 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む





学習内容は維持

教え方の質を規定

②教育課程に基づき、組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る。(カリキュラム・マネジメントの確立)

※ 小学校の「外国語活動」が中学年に移行され、高学年の「外国語」が新設 ア)小学校3・4年生に、新たに「外国語活動」を追加する。

【週1時間(年間35時間)の授業が追加される。】

イ) 小学校5・6年生の「外国語活動」を教科である「外国語」に変更する。 【週1時間が、週2時間(年間70時間)となる。】

(4) 佐倉市の取り組み

- ◎「佐倉市学校教育推進プラン」及び「佐倉市教職員研修体系」に基づき、新学習 指導要領の改訂に伴う「授業改善」を進めていく。
- ○道徳の教科化及び授業改善に向けた取り組み
 - ・夏季研修会の計画的な実施(8月中に19講座を予定)
 - 研究モデル校の指定(16小中学校 12テーマ)
 - ・ 5 小中学校における 6 回の公開研究会の開催 (道徳・食育・金融教育・佐倉学・外国語)
 - ・ALTによる教職員の英語力(授業力)の向上
 - ・新学習指導要領の周知、各学校への指導主事等によるタイムリーアドバイス
- ○伝統や文化に関する教育の充実に向けた佐倉学の推進
 - ・ 佐倉学検定の開催
 - 佐倉市学習状況調査に佐倉学問題を追加実施

いじめ問題に関する取組状況について

佐倉市教育委員会 指導課

()内の数値は、前年度5月末と

の比較

(1) いじめ防止対策に向けた方針等の状況

○平成29年 3月 国法「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定 国法「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定

(2) 佐倉市いじめ防止対策推進事業における取組状況

○平成29年4月~ 「学校支援アドバイザー巡回派遣」開始

○ 4月~ 「いじめ月例調査(改訂版)」開始(平成24年度から継続)

○4月~5月 「全34小中学校を会場とした生徒指導研修会」実施

○7月14日(金) 「第2回佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」開催予定

○8月10日(木) 「第4回佐倉市いじめ防止子供サミット」開催予定

○8月21日(月) 「第3回佐倉市いじめ対策調査会」開催予定 ○平成30年2月 「第4回佐倉市いじめ対策調査会」開催予定

〇年7回 「生徒指導担当者会議・連絡会議」を通じた学校間の情報共有

○年6回 「長欠対策研修会、教育相談基礎講座」等を通した指導技術の向上

○通年 「児童青少年課と連携したケース会議」の展開

(3) いじめの状況

○平成29年5月31日までの状況

①認知件数

小 学 校	中学校	小中合計
55件(+4)	23件(-6)	78件(-2)

②状 況 解消している: 4件

取り組み中 : 74件 その他 : 0件

③内 容

- ・「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句嫌なことを言われる」 が46件でもっとも多い
- 「軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり蹴られたりする」が15件で次に多い

④発見のきっかけ ・本人の保護者からの訴えが22件でもっとも多い

- ・アンケート調査が20件で次に多い
- ○平成28年度末の状況

別 紙

平成28年度末佐倉市立小・中学校におけるいじめの状況について (平成29年3月末現在)

1. いじめの認知件数

	H28年3月末	H 2 9 年 3 月末	前年度同月比較
小学校	2 3 5	2 5 5	+ 2 0
中学校	8 9	7 9	- 1 0
合 計	3 2 4	3 3 4	+ 1 0

2. H 2 9 年 3 月末 いじめの状況

	解消している	継続支援中	取り組み中	その他	合計
小学校	2 3 0	1 6	9	0	2 5 5
中学校	7 5	4	0	0	7 9
合計	3 0 5 (a)	2 0 (b)	9	0	3 3 4 (c)

※「継続支援」はいじめが解消したように見えるが、心配があるので、継続して 見守っているもの。

解消している

9 1. 3 % [$(a)/(c) \times 100$]

継続支援中までの状態 97.3% [(a)+(b)/(c) \times 100]

3. H29年3月末 いじめの内容 (件数の多いもの上位3項目) ※複類表別

区分	小	中	合計
冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句いやなことを言われる	1 5 7	5 6	2 1 3
軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり蹴られたり	7 3	1 5	8 8
する			
嫌なことや恥ずかしいこと,危険なことをされたり,させら	3 0	7	3 7
れたりする			

4. いじめ発見のきっかけ

		H 2	8年3月	月末	H29年3月末		
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学校が発見		1 2 6	3 9	1 6 5	8 1	2 3	104
	担任教師	1 9	1 1	3 0	2 7	8	3 5
内	担任外教師	8	3	1 1	1 1	3	1 4
	養護教諭	1	1	2	1	0	1
訳	SC・相談員	1	0	1	1	0	1
	アンケート	9 7	2 4	1 2 1	4 1	1 2	5 3
学校以外からの発見		1 0 9	5 0	1 5 9	1 7 4	5 6	2 3 0
	本人	2 8	1 9	4 7	6 7	3 2	99
内	本人の保護者	5 5	1 2	6 7	6 7	1 6	8 3
	他の児童生徒	1 5	1 4	2 9	2 1	2	2 3
訳	他の保護者	8	5	1 3	1 6	5	2 1
	地域住民	2	0	2	0	0	0
	関係機関	1	0	1	3	1	4
	合 計	2 3 5	8 9	3 2 4	2 5 5	7 9	3 3 4